

仕 様 書

I 一般定期健康診断

1 履行期間

入札番号第3号：契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで

2 検査項目及び検査対象者等

別冊2「東北森林管理局健康診断等の検査要領」による。

3 検査受診者数及び検査実施場所

(1) 検査受診予定者数

別冊3「計画書」による。

(2) 検査実施場所

入札番号第3号 宮城県内各森林管理署等（宮城北部森林管理署、仙台森林管理署）と請負者が調整した場所で、巡回健診車等により実施。

4 検査実施方法

(1) 実施日及び期間等については監督職員から連絡する。

(2) 胸部及び胃部のレントゲン撮影については、レントゲン車及び受注者医療機関とする。

(3) 検査に必要な検体容器、検査機器等は受注者の負担とする。

また、健康診断の会場は受注者が設置し、健診終了後速やかに現状に戻すこと。

(4) 検査時に使用する受診票・問診票等については、受注者が作成・負担する。

また、受診票及び問診票に必要な項目（受診者氏名、生年月日等）については、事前に監督職員から提出を受けることとする。

5 その他

(1) 健診体制

ア 医師及びスタッフ等について

一般定期健康診断実施につき1日当たり問診を担当する医師1名以上及び検査を効率的に行うため必要な看護師、検査技師その他必要に応じた人員を派遣すること。

イ 採血について

採血担当者には採血能力に優れた者を当てること。

ウ レントゲンの読影について

専門医による読影を行うものとする。

(2) 受診票年齢及び検査項目別受診対象年齢の取扱いについて

受診票の年齢及び検査項目別受診対象年齢の取扱いは、実施年度の3月末日の年齢とする。

(3) 受診票・問診票及び検体容器等について

受診票及び問診票の様式等については、別途監督職員と協議し決定することとする。

なお、氏名、生年月日等記載済みの受診票及び検体容器等については、検査該当日の2週間前に事業所単位に仕分けし、監督職員へ提出すること。

- (4) 検査結果表は、検査終了後1ヶ月以内に提出すること。
- (5) 検査結果表は3部作成し、森林管理署等毎の実施内訳書を添付して監督職員へ提出すること。
また、発注者が用意した健康診断表へ検査結果を転記し、検査医を記名の上、監督職員へ提出すること。
- (6) 指定場所等、詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、監督職員と必要に応じて協議すること。
- (7) 本業務により知り得た情報については、秘密を漏らし、また外の目的に使用してはならない。
- (8) 履行期間内に健康診断が実施できない場合は、監督職員と協議の上実施すること

別表 1 東北森林管理局健康診断等の検査要領

	検 査 項 目	対 象 者	検 査 要 領 等	備 考
一 般 定 期 健 康 診 断	1 既往歴及び業務歴 (問診、視診、触診)	全 員	既往症及び業務歴、治療歴、服薬歴、喫煙歴等について調べる。 また、体格、骨格、筋肉等の発育状況、栄養状態、貧血の有無、運動器の異常、その他疾病等について問診、視診、触診により調べることにし、特に次の患者に注意する。 (1) 統合失調症、てんかん、麻薬あるいはアルコール中毒その他精神神経系の疾患 (2) 結核性疾患、感染症その他 (3) ぜんそく、その他アレルギー疾患 (4) 肝脾疾患、胃、十二指腸疾患 (5) 高血圧、心臓病、腎臓病、糖尿病 (6) トラコーマ、白内障、緑内障、その他の眼疾患 (7) 外傷歴、手術歴、神経痛、リュウマチ、性病等 (8) 前歴職業に関連のある職業病	
	2 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査並びに肥満度の測定	全 員 ※腹囲については 35 歳時及び 40 歳以上で BMI20 以上の職員。ただし、妊娠中の女性職員その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された職員は除く。	(1) 身長測定については身長計を背にして立ち、両足のかかとをつけ、足先を 30 度ないし 40 度開き、かかと、しり、背部の三点を身長計柱に接触し、ひざ、背及び頭をのばし、あごを引いた姿勢で測定する。 (2) 体重測定については体重計を水平に固定し、なるべく脱衣させ、台板の中央に静止して測定する。また、着衣のまま測定した場合には、その着衣の重量を差引く。 (3) 視力については試視力表を用い、試視力表から 5m の位置に立たせて実施する。試視力表の高さは眼の高さとし、試視力表の照度より低くしなければならない。検査は片目ずつ裸眼視力及び眼鏡を用いた矯正視力を検査する。 (4) 聴力についてはオーディオメーターにより、周波数 1,000 ヘルツと 4,000 ヘルツについて検査する。	身体計測において、BMI を次の算式により算出する。 体重 (kg) / (身長 (m)) ² スクリーンスコープ等の機器により検査してもよい。
	3 自覚症状及び他覚症状の有無の検査	全 員	問診時に自覚症状、他覚症状の有無について調べる。	
	4 胸部エックス線検査	全 員 ※すでに胸部結核検査の結果、生活指導区分がされている職員以外の職員(妊娠中の女性職員を除く)	原則として、エックス線撮影とする。フィルムは 100mm×100mm で 1 枚どりとし、肺がんの胸部エックス線検査については、結核の検査に用いるエックス線写真を読影することにより行う。	胸部エックス線検査(間接、直接)において医師が必要と認めた者に対しては、心陰影の異常の有無、動脈硬化の有無についても検査する。
	5 喀痰細胞診	40 歳以上の職員及び 30 歳以上の希望する職員のうち、喫煙指数 600 以上の者	専用容器に採取(3 日法)した痰を蓄痰細胞診 Y 式によって実施する。	喫煙指数 = 1 日の平均喫煙本数 × 喫煙年数

	検 査 項 目	対 象 者	検 査 要 領 等	備 考
一 般 定 期 健 康 診 断	6 血圧の測定、血糖検査 並びに尿中の蛋白、糖及 び潜血の有無の検査	全 員 ※血糖検査については35歳時と40 歳以上の職員及び希望する職員	(1) 血圧測定については水銀血圧計等により検査することとし、排尿させた後、深呼吸数回を含 め5分以上安静をとらせ、椅子にすわった姿勢で肘間接を十分伸展させ、右腕の肘を心臓の高 さに一致させて測定する。 (2) 尿検査については試験紙法等により尿中の糖、蛋白及び潜血の定性試験その他必要な検査を 行う。	
	7 心電図、LDLコレス テロール、HDLコレス テロール、中性脂肪、貧 血、尿酸、腎機能、膵機 能、白血球数及び腫瘍マ ーカー（CEA及び高感 度PSA）の検査	35歳時と40歳以上の職員及び希望 する職員 ※CEAの検査については40歳以 上の職員、高感度PSAの検査につ いては50歳以上の男性職員	(1) 心電計は12誘導（四肢誘導、単極誘導、胸部誘導）とする。 (2) 貧血の検査は、血色素量、赤血球数及びヘマクリット値を検査する。 (3) 腎機能の検査は、血液中クレアチニンを検査する。 (4) 膵機能の検査は、血液中アミラーゼを検査する。	
	8 胃の検査	50歳以上の職員 （前年度に実施した場合は省略可） 30歳以上49歳以下で希望する職員 （妊娠中の女性職員を除く）	基本、胃部エックス線撮影とし、フィルムは100mm×100mmで6枚どりとする。	
	9 肝機能検査	35歳時と40歳以上の職員及び希望 する職員	血液中のGOT、GPT、r-GTPを検査する。	
	10 便潜血反応検査	40歳以上の職員及び30歳以上の希 望する職員	連続する二日間に採取（それぞれ別）した糞便中の潜血（ヘモグロビン）反応を検査する。	
	11 眼底、眼圧及びドライ アイの検査	情報機器作業に従事する職員のう ち希望者。	(1) 眼底検査については直像式電気検眼鏡等により検査する。 (2) 眼圧については非接触型眼圧計により検査する。 (3) ドライアイについては涙液の量の測定により検査する。	
	12 子宮がん及び乳がんの 検査	35歳以上の女性職員及び希望する 女性職員	(1) 子宮がん検査については問診及びスメアーにより検査する。 (2) 乳がん検査については触診、レントゲン乳房撮影（マンモグラフィ）又は超音波撮影（エコ ー）により検査する。	

	検 査 項 目	対 象 者	検 査 要 領 等	備 考
一 般 定 期 健 康 診 断	13 検査要領欄の（１）～（６）に掲げる検査	※備考欄の a～d の検査のいずれの項目にも異常の所見があると診断された職員における場合に限る。	（１）空腹時の血中グルコースの量の検査 （２）ヘモグロビン A1c 検査 （３）微量アルブミン尿検査（第 6 項の尿中の蛋白の有無の検査において、擬陽性（±）又は弱陽性（+）の所見があると診断された職員に限る） （４）負荷心電図検査又は胸部超音波検査 （５）頸部超音波検査 （６）空腹時の LDL コレステロール検査、空腹時の HDL コレステロール検査及び空腹時中性脂肪検査	a 腹囲の検査又は肥満度の測定（いずれか 1 項目以上） b 血圧の測定 c 血糖検査 d LDL コレステロール検査又は HDL コレステロール検査もしくは中性脂肪検査（いずれか 1 項目以上）
	14 第 1 項から第 12 項までの検査の結果必要と認められる検査	※医師が必要と認められる場合に限る。	（１）肝炎に罹患した可能性がある者とされいる者及び肝機能検査で異常所見を有する者に対する肝炎ウイルス検査 （２）その他必要と認められる検査	

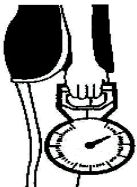
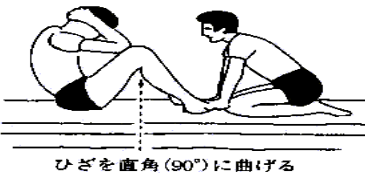
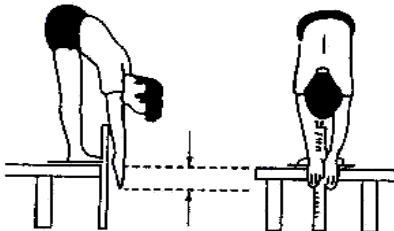
	検 査 項 目	対 象 者	検 査 要 領 等	備 考
特 別 定 期 健 康 診 断 第 一 次 検 査	1 職歴調査	局所等振動機械使用者	別紙1「振動機械使用歴表」及び別紙2「調査表」により調べる。	
	2 自覚症状調査	同 上	別紙3「自覚症状調査表」に掲げる項目について調べる。	
	3 視診、触診	同 上	別紙4の「診察要領」及び別紙5に掲げる内容により調べる。	
	4 常温下での機能検査		皮ふ温、痛覚その他の検査にあたっては、それらの測定値に外気温ばく露の影響が残らないよう、必ず、検査前に室温20℃前後（低目がよい）の室内において30分以上の安静時間をとった後、次の検査を行う。 常温下で両手の示・中・環・小指の中節の背側中央測定する。	外傷のある指は測定指としないことが望ましい。 (1) 皮膚温計は感温部が小さく、測定の所要時間が短いサーミスター式、又は、熱電対式のものを選ぶこと。 (2) 感温部は十分皮ふに密着させないと正しい値が得られないので、注意すること。 (3) 喫煙により末梢皮ふ温が低下するので、測定前1時間は禁煙させること。 また、測定時には必ず喫煙の有無を確認すること。 (4) 常温下の皮ふ温は平常時でも若干の変動があるとされているので、測定は数分の間隔で2回以上行い、その差が1℃以内に安定した値をとること。
	イ 爪圧迫	同 上	常温下で両手の示・中・環指の3指について行う。 方法は1指毎に軽くにぎった検者の拇指の掌側と、示指の橈側で、被験者の爪の部分を挟み、ついで10秒間強く押え、はなした後、爪の退色が元にもどるまでの時間を測定する。	(1) 時間はストップウォッチを用いて測定すること。 (2) 被検者の手の高さは、ほぼ心臓の高さとし、判定が終わるまで指の力を完全に抜いた状態にさせておくこと。
	(2) 末梢神経機能検査		ア 痛覚 常温下で両手の示・中・環・小指中節背側の皮ふの薄い部位で検査する。 方法は、この箇所の小範囲について痛覚計の先を静かに4～5回のせ、痛覚の有無を検査し、この部位に鈍麻を認めれば、更に鈍麻の範囲をみるため、手背・前腕・上腕橈・尺側について検査する。 イ 振動覚 常温下で両手の示・中・環指の末節の掌側中央の部位で検査する。 方法は、指を軽く伸ばし、指先を軽く振動子に接触させて行う。	(1) 痛覚計は、注射管方式がよい。 (2) 検査の際は、最初に手背部等で試行し、痛覚を確認させてから行うこと。 (3) 検査に当たっては、軽く目を閉じさせ、針先のをせ静かに管筒をおろすようにし、突いてはならない。 (1) 振動覚は、原則として正弦波振動により検査すること。（リオンAU-02型による） (2) 周波数は、原則として125Hzを用いることが望ましい。 (3) はじめに振動感覚を認識させた後、上昇法を2～3度くり返して測定すること。 (4) 検査にあたっては軽く目を閉じさせること。

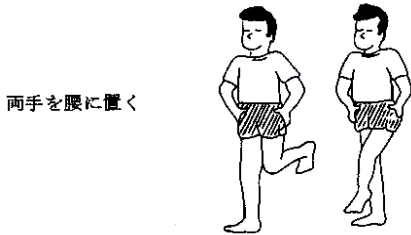
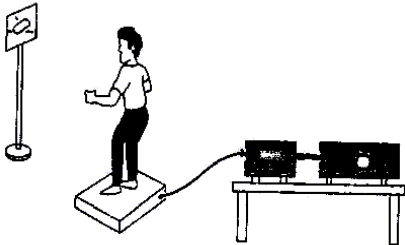
	検 査 項 目	対 象 者	検 査 要 領 等	備 考
特別定期健康診断 第一次検査	5 冷却負荷による機能検査	同 上	常温下で、手指皮ふ温、爪圧迫、痛覚、振動覚などの値が、一つあるいはいくつかで異常の場合は、医師の判断によって冷却負荷を省略することができる。 冷却負荷試験は常温下の測定にひきつづいて実施する。 冷却負荷は、左手（訴えが右手に強い場合は右手）を $5^{\circ}\text{C} \pm 0.5^{\circ}\text{C}$ の冷水中に手首まで 10 分間浸漬する方法による。 ただし、10°C—10 分を採用してもよい。	(1) 医師の判断により、採用時等特別健康診断、定期特別健康診断及び臨時特別健康診断を通じ、年 1 回としてもよい。 (2) 高血圧、心筋梗塞、冠動脈硬化症、心不全等の現症のある者又は既往症のある者については、医師の所見に基づき支障がないと認められた場合のみこの検査を実施すること。 また、医師が適当でないと認めた者又は必要がないと認めた者については、この検査を実施しないこと。 (3) 常温下の皮ふ温は、適当な時間をおいて 2 回以上行うようにし、その差が 1°C 以内になってから冷却負荷を始めること。 (4) 冷水槽は、椅座位で腕を下方に伸ばした状態で、手首まで浸漬できるような高さ及び位置とする。 (5) 冷却負荷中浸漬している部分が容器及び氷塊に触れないように気をつけさせること。 (6) 冷水槽の水は、常に攪拌し、温度を一定かつ一様に保つこと。 (7) 外傷のある指は、測定指としないことが望ましい。 (8) 冷却負荷中被検者が、痛みに耐え難かった場合、あるいは、胸苦しさなどを訴えた場合には、直ちに中止すること。 (9) 冷却負荷終了直後と、5 分後及び 10 分後に行う検査にあつては、そ都度手指の皮ふ温、爪圧迫、振動覚、痛覚の順序で検査を行うこと。
	6 運動機能検査 (1) 握力 (瞬発力、握力低下度 5 回法) (2) つまみ力 (3) タッピング	同 上 同 上 同 上	運動機能検査は、被検者の協力が必要であり、また巧拙が大きく影響するので、検査の実施に当たっては、十分留意する。 直立し腕を下方に伸ばしたまま最大努力させ、5 秒間隔で左右交互にこれを 5 回くり返し、1 回目及び 2 回目の値のうちの大きい方の値を瞬発握力とし、4 回目 5 回目の値のうちの小さい方の値との差を握力最低度とする。 拇指を下に測定指を上にし、測定指の遠位指節間関節を伸展させ、他の指を軽く伸ばした状態で拇指と示指間及び中指間のつまみ力を測定する。 タッピング測定器を用い、椅座位で左手右手交互に示指及び中指を一指ずつ 30 秒間でできるだけ早く打たせ、10 秒、20 秒、30 秒値を測定する。	(1) 検査前に 1～2 回練習をさせることが望ましい。 (2) 握力計は較正済みの 2 本針のスメドレー式握力計を用いること。 (1) つまみ力計は、エスメス式つまみ力計を用いることが望ましい。 (2) 指を重ねないように注意をすること。 (1) タッピング測定器は、エスメス式タッピング測定器を用いることが望ましい。 (2) 指は 3～4 cm の距離を上下することが望ましい。 指を上にはね上げるとき、天板に指を必ずあてること。 (3) 手掌は軽く測定台に置き、はなさないこと。 (4) 10 秒値、20 秒値の測定には、ストップウォッチを使用すること。
	7 聴力の検査	同 上	オーディオメーターを用い、両耳について聴力損失を 1,000、4,000 Hz の各周波数について測定する。	測定は、45dB 以下の静かな室で行うこと。

	検 査 項 目	対 象 者	検 査 要 領 等	備 考
特別定期健康診断 第二次検査	1 骨、関節の検査 エックス線直接撮影	第1次検査の結果医師が必要と認めた職員	エックス線により、頸椎、腰椎、肘関節及び手関節について、原則として2方向からの直接撮影とする。	採用時は、必ず実施すること。
	2 聴力の検査	第1次検査の結果、各周波数における聴力の損失が30dB以上の職員	測定の前日から騒音から隔離した後、オーディオメーターにより、500Hz、1,000Hz、2,000Hz、4,000Hzの各周波数について測定し、次式により平均聴力の損失を求める。 $\text{平均聴力の損失} = \frac{a+2b+2c+d}{6}$ ただし、a、b、c、dは、それぞれ500Hz、1,000Hz、2,000Hz及び4,000Hzにおける聴力の損失である。 また、必要に応じて8,000Hzについても測定する。	測定は、45dB以下の静かな室で行うこと。
	3 運動能力検査 握 力 (維持握力60%法)	第1次検査の結果医師が必要と認めた職員	肘を約90°に曲げた姿勢で、瞬発握力の60%の値を被験者に握力計の針を見せながら保持させ、維持できる時間をストップウォッチで計る。 なお、本検査は5回法の実施後、少なくとも10分以上の時間をおいて行う。	60%値がかなり大きい場合、維持時間が短くなる傾向があるので、評価にあたって留意すること。
	4 その他必要と認める検査	同 上	医師が必要と認める方法により実施する。	

	検 査 項 目	対 象 者	検 査 要 領 等	備 考
特別定期健康診断 自動車等の運転を行う業務に従事する職員の健康診断	1 自覚症状等の検査	自動車等の運転を行う業務に従事する職員	頭痛、腰痛等の検査を行う。 自動車等運転歴の確認並びに問診、視診及びしよく診による検査を行う。 各特殊大型自動車の運転を行う業務に従事する職員は、 ① 別紙2の腰痛調査表（問診）を用いて問診を行う。 ② ①の結果、医師が必要と認める場合は、別紙3の腰痛調査票（視診、しよく診）を用いて視診及びしよく診を行う。	頸、肩、背中の痛み及びしびれ等並びに脊椎分離症、脊椎カリエス、椎間板ヘルニア等についての問診等を含む。 自動車等運転歴の確認は、別紙1の職歴調査票を用いる。 別紙4の「1 問診調査表記入上の留意事項（別紙2関係）」及び「2 健康診断手技上の留意事項（別紙3関係）」に留意する。
	2 眼の検査	同 上	視力、視野等の検査を行う。 医師が必要と認める場合は、夜盲の検査を行う。	
	3 聴器の検査		周波数 1,000Hz と 4,000Hz について、聴力の検査を行う。	
	4 平衡機能の検査		問診、視診及びしよく診による検査を行う。 医師が必要と認める場合は、眼振検査を行う。	
	5 血圧の検査		血圧計により検査を行う。	
	6 上肢、頸部及び腰部の機能検査		問診、視診及びしよく診による検査を行う。	脊椎の検査を含む。
	7 その他医師が必要と認める検査		医師が必要と認める場合は、①エックス線直接撮影による脊椎の検査、②循環器（心電図及び眼底）の検査、③尿（蛋白及び糖）の検査、④血色素量（血球素量）又は全血比重の検査等を行う。	

	検 査 項 目	対 象 者	検 査 要 領 等	備 考																		
一般臨時健康診断 蜂アレルギー 血液検査	1 血液検査	1 これまで血液検査を受けたことがない職員 2 過去に受けた血液検査の結果が陰性であった職員で、その後に蜂に刺された職員 3 自動注射器の交付を受けている職員で、その交付後蜂に刺された経験があり、蜂アレルギーの程度の把握を希望する職員 4 公私を問わず今年度に蜂に刺された職員で、血液検査を希望する者	RAST法によりスズメバチ及びアシナガバチについて調べる。 RAST法とは、ペーパーデスク（円盤状の濾紙：セファディックスあるいはセルローズ等の水に溶けない不溶性物質）に抗原を固着させ、測定すべき検体（血清）を反応させ、その中の抗体が、その抗原に結合した量から、検体中の特異IgE抗体量を求める方法で、検査機関が行う。 蜂アレルギー検査成績判定基準 <table><tr><th>PRU／ml</th><th>スコア</th><th>判 定</th></tr><tr><td>0.34以下（基準値）</td><td>0（－）</td><td>陰 性</td></tr><tr><td>0.35 ～ 0.69</td><td>1（±）</td><td>擬 陽 性</td></tr><tr><td>0.70 ～ 3.49</td><td>2（＋）</td><td>陽 性</td></tr><tr><td>3.50 ～ 17.49</td><td>3（＋2）</td><td>陽 性</td></tr><tr><td>17.50以上</td><td>4（＋3）</td><td>陽 性</td></tr></table>	PRU／ml	スコア	判 定	0.34以下（基準値）	0（－）	陰 性	0.35 ～ 0.69	1（±）	擬 陽 性	0.70 ～ 3.49	2（＋）	陽 性	3.50 ～ 17.49	3（＋2）	陽 性	17.50以上	4（＋3）	陽 性	血液検査に当たっては、採血する日前4週間以内に蜂に刺された者については、採血を延期し、刺された日から4週間経過した後に採血し血液検査を実施すること。 また、採血する日3日以内に抗ヒスタミン剤及び副腎皮質ホルモン剤を内服あるいは注射をした者についても、採血を延期し、投与した日から3日以上経過した後に採血し血液検査を実施すること。
PRU／ml	スコア	判 定																				
0.34以下（基準値）	0（－）	陰 性																				
0.35 ～ 0.69	1（±）	擬 陽 性																				
0.70 ～ 3.49	2（＋）	陽 性																				
3.50 ～ 17.49	3（＋2）	陽 性																				
17.50以上	4（＋3）	陽 性																				

	検 査 項 目	対象者・器具等	検 査 要 領 等	備 考
健康測定 運動機能検査	健康測定 筋力 握力	40 歳以上の希望する職員又は 40 歳以下であっても希望する職員 握力計	(1) 握力計の指針が外側になるように持ち、図のように握る。この場合、人さし指の第 2 関節がほぼ直角になるよう、握りの幅を調節する。 (2) 直立の姿勢で両足を左右に開き、腕を自然に下げ、握力計をからだや衣類に触れさせないようにし、力いっぱい握りしめる。この際、握力計を振り回さないようにする。 記 録 計器の記録を読む。左右交互に 2 回ずつ測定する。おのおの良いほうの記録をとり、それらを平均して握力値とする。測定値及び平均値は、ともにキログラムを単位としキログラム未満は四捨五入する。  人さし指の第 2 関節がほぼ直角になるように調整する。	
	上体起こし	ストップウォッチ	(1) 床にあおむけにねた姿勢で、両足を肩幅くらいに開いてひざを直角に曲げ、指を組んだ両手を頭のうしろにあてる。 (2) 補助者は実施者の両足首をしっかり押さえる。 (3) 「用意—始め」の合図で、両ひじが両ひざに触れるまで上体を起こし、再び背中（肩甲骨下部）が床に触れるまで倒してもとの姿勢に戻る。 (4) この動作を、できるだけ早く、正しく 30 秒間繰返し、「止め」の合図で終わる。 記 録 補助者は、上体を起こして両ひじが両ひざについた回数を声を出さずに数え、それを記録する。  ひざを直角(90°)に曲げる	(1) マットや芝生など柔らかいところで行ってもよい。 (2) テスト中及びテスト終了時に、後頭部を床にぶつけないようにあらかじめ注意する。 (3) 補助者は実施者のひざの角度を直角に保つように両足を保持させ、実施中、角度が変化しないように注意する。 (4) 補助者と実施者の頭がぶつからないように注意する。 (5) 実施者は、起き上がるときに息を吐くようにする。
	柔軟性 立位体前屈	立位体前屈測定器	(1) 実施者は両足をそろえてかかとをつけ、足先を約 5 cm 開いて台の上に立つ。 (2) 次に両手をそろえ、指先を伸ばして物さしに触れながら、徐々に上体を前屈し、最低点で 2 秒間止める。 (3) 両指先の最下端の位置の物さしの目盛を読む。 記 録 0 点に達しない場合は、0 点からの距離をマイナスで記録する。 2 回実施して、良いほうの記録をとる。単位はセンチメートルとし、センチメートル未満は四捨五入する。 	(1) 両手の指先がそろうようにする。 (2) 反動をつけて前屈しないようにする。 (3) 前屈したときに、頭を両腕の間に入れるようにする。 (4) ひざを曲げないように注意する。 (5) 測定者は実施者の正面におり、実施者がバランスをくずして落下してきた場合、実施者の両肩をささえる。また、床にはマットなどを敷いておくもよい。 (6) 前屈の状態から起き上がるときはひざを曲げてから、ゆっくりと起き上がる。

	検 査 項 目	対象者・器具等	検 査 要 領 等	備 考
健康測定 運動機能検査	平衡性 閉眼片足立ち	ストップウォッチ	(1)両手を腰におき、目を閉じて両足（裸足）をそろえて立つ。 (2)徐々に体重を片足にかけ、「始め」の合図で一方の足を静かに上げる（図参照）。 (3)そのままの姿勢でできるだけ長時間立位を保ち、その最大保持時間を秒単位ではかる。 (4)次のような場合はその時点で立位を保つことができなくなったので、その人の測定値はそれまでの時間とする。 ア 目を開いてしまった。 イ 手が腰から離れてしまった。 ウ 上げているほうの足が床又は支持足についてしまった。 エ 支持足が移動してしまった。 記 録 テストの間に短い休息を入れ、左右交互に3回ずつ測定し、その平均値をとる。1回ごとの測定でどちらかの足でも、3分以上続けられる場合、そこで打ち切り、測定値は180秒として記録する。  両手を腰に置く	
	敏しょう性 全身反応時間	全身反応測定器	(1)実施者はひざ関節を軽く曲げて台上に立つ。 (2)光刺激を合図に、できるだけ早く跳躍台より垂直に飛び離れるように指示し、2～3回練習のあと実施する。 記 録 測定は5回行い、それを平均する。単位は1000分の1秒とする。 	(1)反応前の姿勢はひざは軽く曲げた(120～160°くらい)状態とする。深く曲げすぎたり、また浅すぎたりしないように注意する。 (2)光の合図とともに垂直方向にできるだけ早く飛び離れるように指示する。
	全身持久性 最大酸素摂取量	自転車エルゴメーター	(1)ウォーム・アップ 負荷0.5Kpで3分間自転車エルゴメーターをこぐ。 (2)脈拍数の測定 ウォーム・アップ後10秒間測定 (3)自転車エルゴメーターこぎ 時間：6分間 負荷：男子1.0～3.5Kp・女子0.5～2.0Kp *脈拍数が125～150拍／分の間に入るようにする。ペダルの回転数：50回／分又は10回／分 (4)クール・ダウン 0.0～0.5Kpで1～3分間 記 録 (1)脈拍数の測定 運動開始後2'30"～3'00" (2)エルゴメーターに標示された最大酸素摂取量を記録する。	(1)自転車エルゴメーターの調節。 少し前傾姿勢をとり、ひざ関節がわずかに曲がる程度にサドルの高さやハンドルを調節する。 (2)設定した年齢の上限脈拍に達した時や、体調が悪くて脈拍が上がりすぎた時は、アラーム機能が作動し警告するので、アラームが鳴ったら安全のため中断する。
	運動機能分析		本検査結果に基づき、受診者の運動プログラム・運動指導票を作成する	

計 画 書

- 1 入札番号 第3号
 2 物件名 宮城県内各森林管理署等職員の一般定期健康診断等
 3 検査項目 下記検査項目のとおり

検 査 項 目	予定人数	実施時期	備 考
1 問診、視診、触診（診察）	90	年 1 回 5 月～11 月	腹囲測定の対象は 35 歳時 及び 40 歳以上かつ BMI20 以上の職員
2 身体計測（身長・体重・BMI）			
3 視力検査			
4 聴力検査			
5 血圧測定			
6 尿検査（糖、蛋白、潜血）			
7 腹囲測定（肥満度）	80		
8 心電図	80		
9 胃がん検診	50		
10 大腸がん検診	70		
11 肺がん検診 （胸部 X 線間接撮影及び読影）	90		
12 喀痰細胞診検査	20		
13 血液検査	90		
①血中脂質検査（TG・HDL・LDL）			
②肝機能検査（GOT・GPT・γ-GTP）			
③貧血検査（赤血球数・血色素量・ヘマクリット値）			
④血糖検査（HbA1c）			
⑤尿酸検査（UA）			
⑥腎機能検査（クレアチニン）			
⑦膵機能検査（アミラーゼ）			
⑧白血球数			
⑨採血料			
⑩判断料	90		
⑪腫瘍マーカー（CEA）	70		
⑫腫瘍マーカー（PSA）	40		
15 転記料	90		
合 計	770		

入 札 書

入札番号 第3号

入札物件名 宮城県内各森林管理署等職員の一般定期健康診断等

金	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一	円也

ただし、上記金額には消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に10%に相当する額を加算した金額となること及び競争契約入札心得、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承諾のうえ、入札いたします。

令和8年3月19日

支出負担行為担当官
東北森林管理局長 箕輪 富男 殿

(入札者)

所 在 地

会 社 名

代 表 者 氏 名

(代理人)

所 在 地

会 社 名

代 理 者 氏 名

(注意事項)

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。

入 札 内 訳 書

- 1 入札番号 第3号
- 2 物件名 宮城県内各森林管理署等職員の一般定期健康診断等
- 3 検査項目 下記検査項目のとおり

検 査 項 目	予定人数	単価（税抜）	金額（税抜）
1 問診、視診、触診（診察）	90		
2 身体計測（身長・体重・BMI）			
3 視力検査			
4 聴力検査			
5 血圧測定			
6 尿検査（糖、蛋白、潜血）			
7 腹囲測定（肥満度）	80		
8 心電図	80		
9 胃がん検診	50		
10 大腸がん検診	70		
11 肺がん検診 （胸部X線間接撮影及び読影）	90		
12 喀痰細胞診検査	20		
13 血液検査	90		
①血中脂質検査（TG・HDL・LDL）			
②肝機能検査（GOT・GPT・γ-GTP）			
③貧血検査（赤血球数・血色素量・ヘマクリット値）			
④血糖検査（HbA1c）			
⑤尿酸検査（UA）			
⑥腎機能検査（クレアチニン）			
⑦膵機能検査（アミラーゼ）			
⑧白血球数			
⑨採血料			
⑩判断料			
⑪腫瘍マーカー（CEA）	70		
⑫腫瘍マーカー（PSA）	40		
15 転記料	90		
合 計	770		

※合計の金額は入札金額と一致すること。

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 入札年月日 令和8年3月19日
- 2 件 名 入札番号 第3号 宮城県内各森林管理署等職員の一般定期健康診断等
- 3 入札に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

東北森林管理局長 箕輪 富男 殿

紙入札参加承諾願

1. 発注事業名
入札番号 第3号
宮城県内各森林管理署等職員の一般定期健康診断等

2. 電子調達システムでの参加ができない理由

上記の発注事業は、電子調達システム対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子調達システムを利用しての参加ができないため、紙入札での参加を承諾いただきますようお願い致します。

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
東北森林管理局長 箕輪 富男 殿

上記について承諾します。

令和 年 月 日

殿

支出負担行為担当官
東北森林管理局長 箕輪 富男

履行証明書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
東北森林管理局長 箕輪 富男 殿

令和8年3月19日に施行される入札において、下記の入札番号については、添付の農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)における営業品目を営業内容としていること及び仕様書等の条件を満たす業務が可能なことを下記のとおり証明いたします。

記

1. 入札番号 第3号 宮城県内各森林管理署等職員の一般定期健康診断等
2. 添付書類 農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の写し
種類: 役務の提供等
地域: 東北地域
営業品目: 「その他」

住所

氏名

(案)

業 務 請 負 契 約 書

1 業務名、予定人数、単価、請負予定金額及び業務内容

業務名	予定人数	単価	請負予定金額	業務内容
宮城県内各森林管理署 等職員の一般定期健康 診断等	770 人	別表の とおり	請負金額 金 , _____ 円也 (うち取引にかかる消費税及び地方消費税額 金 , _____ 円也)	別表の とおり

(注)「取引に係る消費税及び地方消費税」は、消費税法第28条第1項及び第29条、地方税法第72条の82及び73条の83の規定により算出したもので、請負金額に10/110を乗じて得た金額である。

2 請負期間

自 令和 年 月 日

至 令和 9年 2月26日

3 契約保証金

免 除

4 特約事項

な し

上記の業務について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年2月24日に交付した健康診断契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発 注 者 秋田県秋田市中通五丁目9番16号
支出負担行為担当官
東北森林管理局長 箕輪 富男

請 負 者

別表

1 物件名 宮城県内各森林管理署等職員の一般定期健康診断等

2 検査項目 下記検査項目のとおりに

検 査 項 目	予定人数	単価（税抜）	金額（税抜）
1 問診、視診、触診（診察）	90		
2 身体計測（身長・体重・BMI）			
3 視力検査			
4 聴力検査			
5 血圧測定			
6 尿検査（糖、蛋白、潜血）			
7 腹囲測定（肥満度）	80		
8 心電図	80		
9 胃がん検診	50		
10 大腸がん検診	70		
11 肺がん検診 （胸部X線間接撮影及び読影）	90		
12 喀痰細胞診検査	20		
13 血液検査	90		
①血中脂質検査（TG・HDL・LDL）			
②肝機能検査（GOT・GPT・γ-GTP）			
③貧血検査（赤血球数・血色素量・ヘマクリット値）			
④血糖検査（HbA1c）			
⑤尿酸検査（UA）			
⑥腎機能検査（クレアチニン）			
⑦膵機能検査（アミラーゼ）			
⑧白血球数			
⑨採血料			
⑩判断料			
⑪腫瘍マーカー（CEA）	70		
⑫腫瘍マーカー（PSA）	40		
15 転記料	90		
合 計	770		

健康診断契約約款

(総 則)

第1条 発注者（以下「甲」という。）及び請負者（以下「乙」という。）は、業務請負契約書（以下「契約書」という。）に基づき、この契約を履行しなければならない。

2 乙は、契約書記載の業務を契約書記載の請負期間内に完了させることとし、甲は、これに対し請負代金を支払うものとする。

3 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

4 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

(業務の内容)

第2条 乙が行う各健康診断及び健康測定（運動機能検査）の業務内容は、次のとおりとする。

2 一般定期健康診断

(1) 既往歴及び業務歴（問診、視診、触診）

(2) 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査並びに肥満度の測定

(3) 自覚症状・他覚症状の有無の検査

(4) 胸部エックス線検査

(5) 喀痰細胞診

(6) 血圧の測定、血糖検査並びに尿中の蛋白及び糖の有無の検査

(7) 心電図、LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪、貧血、尿酸、腎機能、脾機能、白血球数及び腫瘍マーカー（CEA 及び高感度 PSA）の検査

(8) 胃の検査

(9) 肝機能検査

(10) 便潜血反応検査

(11) 眼底、眼圧及びドライアイの検査

(12) 子宮がん及び乳がんの検査

(13) 次のア～カに掲げる検査（腹囲の検査又は肥満度の測定（いずれか1項目以上）、血圧の測定、血糖検査、LDLコレステロール検査又はHDLコレステロール検査若しくは中性脂肪検査（いずれか1項目以上）いずれの項目にも異常の所見があると診断された職員における場合に限る）

ア 空腹時の血中グルコースの量の検査

イ ヘモグロビンA1c検査

ウ 微量アルブミン尿検査（（6）の尿中の蛋白の有無の検査において、擬陽性（±）又は弱陽性（+）の所見があると診断された職員に限る）

エ 負荷心電図検査又は胸部超音波検査

オ 頸部超音波検査

カ 空腹時のLDLコレステロール検査、空腹時のHDLコレステロール検査及び空腹時中性脂肪検査

(14) 前（1）～（12）までの検査の結果必要と認められる検査（医師が必要と認められる場合に限る）

3 特別定期健康診断

(1) 振動機械

ア 職歴調査

イ 自覚症状調査

ウ 視診、触診

エ 常温下での機能検査

a 末梢循環機能検査（皮ふ温、爪圧迫）

b 末梢神経機能検査（痛覚、振動覚）

オ 冷却負荷による機能検査

a 末梢循環機能検査（皮ふ温、爪圧迫）

b 末梢神経機能検査（痛覚、振動覚）

カ 運動機能検査

a 握力

b つまみ力

c タッピング

キ 聴力の検査

(2) 自動車等の運転を行う業務に従事する職員の健康診断

- ア 自覚症状等の検査
 - イ 眼の検査（視力、視野、夜盲）
 - ウ 聴器の検査
 - エ 平衡機能の検査
 - オ 血圧の検査
 - カ 上肢、頸部及び腰部の機能検査
 - キ その他医師が必要と認める検査
- 4 一般臨時健康診断
- （１）蜂アレルギー血液検査
- 5 健康測定（運動機能検査）
- （１）筋力（握力・上体起こし）
- （２）柔軟性（立位体前屈）
- （３）平衡性（閉眼片足立ち）
- （４）敏しょう性（全身反応時間）
- （５）全身持久性（最大酸素摂取量）
- （６）運動機能分析
- 6 前４項の実施箇所については甲の指定する場所とする。また、請負業務の全体又は一部を完了したときは、成果物を甲の指定する箇所に提出しなければならない。
- 7 請負予定金額の算出は、計画書（別表２）の項目ごとの人員にそれぞれの契約単価を乗じて算出された額の計に 100 分の 110 を乗じた額とする。

（計画書の変更）

第３条 実施日程は、甲の定める計画書（別表２）によるものとする。ただし、計画書（別表２）により難しい場合が生じた時は、甲乙協議して変更するものとする。

（請負期間の延期）

第４条 乙は、契約書記載の請負期間内に請負業務を完了することができない時は、甲に対し遅滞なくその理由を詳記して期限の延長を求めなければならない。

- 2 甲は、前項の場合において、その理由が正当と認められ、かつ請負業務に支障がないと認めるときは、請負期間を延長することができる。
- 3 第１項の場合において、天災その他乙の責に帰することができない理由による場合には、甲乙協議して請負期間の延長を定めるものとする。

（受診人員及び受診場所）

第５条 各健康診断等の受診人員及び受診場所は、計画書（別表２）等のおり予定するが、これに異動を生じても乙は異議を申し立てないものとする。

（監督職員）

第６条 甲（甲の指定する職員を含む。）は、監督職員を定めたときは、書面によりその氏名を乙に通知しなければならない。監督職員を変更した時も同様とする。

- 2 監督職員は、この約款の外に定めるもの及びこの約款に基づく甲の権限とされる事項のうち、甲が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書に定めるところにより、事業の実施についての乙又は乙の現場代理人に対する指示を行うものとする。

（現場代理人）

第７条 乙は、現場代理人を定め、事業着手前に書面によりその氏名を甲に通知しなければならない。現場代理人を変更した時も同様とする。

- 2 乙又は乙の現場代理人は、検査会場に常駐し、健診等の実施に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 甲（甲の指定する職員を含む。）は、現場代理人がこの契約履行上著しく不適切であると認めるときは、その交替を乙に請求できる。

（完了及び検査）

第８条 乙は、請負業務を完了したときは、速やかに完了届に実施内訳書を添付して甲に提出しなければならない。

- 2 甲（甲の指定する職員を含む。）は、前項の完了届を受理したときは、その日から起算して 10 日以内に検査を行わなければならない。この場合、乙は、甲が行った検査結果に対して異議を申し立てることはできないものとする。
- 3 甲は、前項の検査を完了したときは、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。
- 4 乙は、第２項の検査の結果不合格となったときは、甲の指示に基づき再調査を行い、再度甲の

検査を受けなければならない。この場合の検査等の取扱いについては、前3項の規定を準用する。

5 乙は、甲から検査に合格した旨の通知を受けたときをもって、請負業務の全部を完了したものとする。

（部分検査）

第9条 乙は、請負業務の一部が完了しその区分が明らかなものについては、一部完了届に当該部分に関する実施内訳書を添付して甲に提出し、当該部分の検査を甲に請求することができる。

2 前項の請求があった場合において、甲が適当と認めたときは、当該請求のあった日から起算して10日以内に、当該部分の検査を行わなければならない。この場合の検査手続等は、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

（請負代金の請求及び支払）

第10条 乙は、請負業務を完了して第8条の規定による検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に請負代金を支払わなければならない。ただし、受理した乙の支払請求書が不適當のために乙に返送した場合は、甲が返送した日から乙の適法な請求書を受理した日までの日数は、これを約定期間に算入しないものとする。

3 前項（第11条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく請負代金の支払が遅れた場合においては、甲は支払期日の翌日から支払当日までの日数に応じ、当該請求金額に対し「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」第8条第1項の規定により決定された率に乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、遅延利息の額が100円未満の端数については、その端数を切り捨てるものとする。

（請負代金の部分払）

第11条 乙は、前条により算定した請負代金の毎月分を翌月10日までに部分払いを請求することができる。ただし、原則として月1回を超えてすることはできない。

2 乙は、甲が請負業務に支障がないと認めるときは、前項の規定にかかわらず完済部分について請負代金を請求することができる。

3 全2項の請求及びその支払については、前条の規定を準用する。

（一般的損害）

第12条 請負業務の完了前に生じた損害（次条第1項に規定する損害を除く。）は、乙が、その損害に係る費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第13条 請負業務の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものに係る費用については甲が負担する。

2 第三者に損害を及ぼした場合その他請負業務の実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

（履行遅延の場合における損害金等）

第14条 乙の責に帰すべき理由で、第4条第2項の規定により請負期間を延長した場合は、甲は損害金の支払を、乙に書面により請求することができる。

2 前項の損害金の額は、請負金額（部分払の支払があった場合は、同請負金額を控除した額）に対し、遅延日数に応じ年3パーセントの割合で計算した額とする。

（秘密の保持）

第15条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 乙は、前項の規定を遵守するため、誓約書を甲に提出しなければならない。

3 第1項の規定に違反したことにより生じた損害については、乙がその責を負うものとする。

（権利義務の譲渡及び継承）

第16条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を甲の承認を得ないで第三者に譲渡又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

2 乙は、成果物（未完成の成果物及び請負業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第17条 乙は、請負業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、請負業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)を必要とするときは、あらかじめ、書面により甲の承諾を得なければならない。なお、再委託ができる請負業務は、原則として請負代金に占める再委託金額の割合(以下「再委託比率」という。)が50パーセント以内の業務とする。

3 乙は、前項の承諾を受けた再委託について、その内容を変更する必要があるときは、書面により、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

4 乙は、再々委託又は再々請負(再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。)を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の住所、氏名及び業務の範囲を記載した書面を、第2項の承諾の後、速やかに、甲に届け出なければならない。

5 乙は再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第3項の変更の承諾の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届け出なければならない。

6 甲は、前二項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。

7 業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託比率が50パーセント以内であり、かつ、再委託する金額が100万円以下である場合には、軽微な再委託として第2項から前項までの規定は適用しない。

(甲の契約解除権及び損害賠償)

第18条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙の責に帰すべき事由により、請負期間内又は請負期間経過後相当の期間内に請負業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(2) 正当な理由なしに、請負業務に着手すべき時期を経過しても請負業務に着手しないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 甲は、天災不可抗力、その他乙の責に帰し得ない事由により乙が当該年度内に事業を完了する見込みがないと認められるときは、契約を解除することができる。

3 甲は、乙が第15条第1項に反した場合、又は請負者として不適切と判断される場合契約を解除する事ができる。

4 甲は、前3項の規程により契約を解除した場合において、請負業務の既済部分及び完済部分で検査に合格したものがあるときは、当該部分に対する請負金額を乙に支払うものとする。

5 乙は、第1項並びに第3項の規程により契約が解除された場合は、請負金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、甲の受けた損害額が違約金の額を超える場合は、甲は、その不足額を乙に請求できる。

6 前項の違約金を甲が指定する期限内に納付しないときは、指定期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、年利100分の3の割合で計算した金額を延滞金として合わせて納付するものとする。ただし、延滞金の額が100円未満であるときはこの限りではない。

7 乙は、本条により契約を解除された場合、これによって生ずる損害を賠償しなければならない。なお、納付については、前項と同様とする。

(談合等の不正行為に係る契約の解除)

第19条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為にかかる違約金)

第20条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は

一部を解除するか否かにかかわらず、請負金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第 96 条の 3 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の請負金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、請負金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第 2 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 2 第 6 項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第 4 号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前 2 項の違約金を免れることができない。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（紛争の解決）

第 21 条 この契約に関して紛争が生じた場合は、甲乙協議して定める第三者の調停により解決するものとする。

（契約外事項）

第 22 条 この約款に定めていない事項については、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。

誓 約 書

私は、健康診断契約約款第 15 条に基づき、健康診断請負契約における秘密の保持について厳守することを誓います。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

東北森林管理局長 箕 輪 富 男 殿

所 在 地
会 社 名
代表者氏名

入札説明書等の交付確認書

入札番号 第3号 宮城県内各森林管理署等職員の一般定期健康診断等

令和8年2月24日付け入札公告があった上記の入札物件について、次のとおり入札説明資料の交付を受けました。

会 社 名	
-------	--

交付年月日	令和 年 月 日
交付を受けた者の 氏 名	(電話:)

【入札説明書等の受領内訳】

- | | | |
|--------------------------|--|--------|
| ☐ | 入札公告(写) | 全4ページ |
| ☐ | 入札説明書 | 全5ページ |
| ☐ | 仕様書・検査要領・計画書・入札書・入札内訳書・委任状・履行証明書・紙入札参加承諾願・契約書(案)・健康診断契約約款・誓約書・入札説明書等の交付確認書 | 全27ページ |

注1) 交付希望者は、受領にあたって入札説明書等の落丁、乱丁、不鮮明等を確認し、ページ数がそろっているものには☒を付すること。

注2) ページ数の確認は印刷された面をカウントすること。